

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

函館市立青柳中学校 令和6年（2024年）年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策委員会を設置し、学校組織として対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

函館市立青柳中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

いじめは人として決して許されない行為です。しかしながら、いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得ることを踏まえ、すべての生徒を対象にしたいじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組が大切です。

すべての生徒が、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育むために、自己有用感や充実感など、自尊感情を高められる教育活動を展開しながら、全校体制で組織的な取組を進めます。

函館市立青柳中学校
いじめ対策委員会
の役割や活動

校長、教頭、主幹、担任、生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーで組織するいじめ対策委員会において、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、道徳教育の充実を図るとともに、いじめ撲滅のための全校集会やアンケート、定期的な面談の機会の設定など、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向け、組織的に取り組みます。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

日常的に教育相談を行うなど、生徒の声を活かした学年・学級づくりを推進し、全ての生徒が、安心安全に過ごすことができる居場所づくりに努めます。また、各種学校行事等において、生徒が主体となって企画・運営する機会を意図的に設定し、生徒自らが、生徒相互の「絆のつながり」を意識するような取組を進めるとともに、「いじめ見逃し0宣言」や「ネット三箇条」の掲示や啓蒙活動など、いじめが起こりにくい環境づくりに努めます。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽にご相談ください。

連絡先 0138-23-4295 (学校代表電話：教頭 佐藤)

函館市教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
函館市こころの相談員相談電話 (電話)	57-3009 57-6644	毎週 月曜日～金曜日 (祝日をのぞく) 8:45～17:30
函館市南北海道教育センター (電話)	57-8251	

右の機関においても「電話相談」を受け付けて
おりますので、ご利用ください。

函館市子ども未来部次世代育成課内

子どもなんでも相談 110番(電話) 32-3192